令和6年度総合経済対策住民税非課税世帯等支援給付金　FAQ

Q　「支給のお知らせ」や「確認書」はどこに送付されますか。

　 基準日(令和6年12月13日)時点で住民登録されている住所地に届きます。また、宛名は世帯主様宛になります。

Q　令和6年度住民税非課税世帯かどうかは、いつからいつまでの収入で決まりますか。

　令和6年度の住民税については令和5年分(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の収入で決定されます。賦課期日である令和6年1月1日時点に住民登録のある自治体で課税され、非課税であればその自治体で非課税であることがわかる証明書が取得できます。

Q　住民税非課税世帯なのですが、被扶養者で対象外と言われました。なぜでしょうか。

　別世帯の令和6年度の住民税が課税されている方（親等）の扶養親族であった場合（扶養認定は令和5年12月31日）は支給対象外となります。被扶養者となっているかどうかは、ご親族にお尋ねいただくか、税務課市民税係にお尋ねください。

Q　令和6年度非課税世帯の外国人世帯も対象になりますか。

　令和6年12月13日に本市に住民登録されている方で支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。ただし、租税条約に基づく令和6年度住民税の免除の適用を受けている方を含む世帯については、対象外となります。

Q　私は大学生で、山陽小野田市で一人暮らしをしていて、令和6年度の住民税非課税です。支給の対象になりますか。

　別世帯の令和6年度の住民税が課税されている方（親等）の扶養親族であった場合（扶養認定は令和5年12月31日）は支給対象外となります。ただし、扶養している方（親等）が非課税である場合等、支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。

※別居の親(課税)に扶養されている単身学生世帯(住民税非課税世帯)などは対象外です。

Q　私は昨年の3月に大学（または高校等）を卒業して、4月から社会人として山陽小野田市で一人暮らしをしています。令和5年中は学生で令和6年度の住民税が非課税です。支給の対象になりますか。

　別世帯の令和6年度の住民税が課税されている方（親等）の扶養親族であった場合（扶養認定は令和5年12月31日）は支給対象外となります。ただし、扶養している方（親等）が非課税である場合等、支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。

Q　令和6年度住民税非課税世帯について、基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

　世帯は基準日において判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離の届け出があったとしても、基準日では同一世帯のため、分離したもう一方の世帯は給付金の支給対象にはなりません。

Q　令和７年1月30日に修正申告をして令和6年度住民税が課税から非課税となりました。待っていれば通知は届きますか。

　修正申告を行った時期のタイミングにより「確認書」が送付されない場合があります。３月末日までに「支給のお知らせ」または「確認書」が届かない場合は、社会福祉課にお申し出ください。

Q.給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

対象の世帯には「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。確認書は、申請期限までに必要事項を記入のうえ、必要に応じて本人確認書類や通帳の写しなどを同封して返送してください。また、確認書に記載のQRコードからオンライン申請もできます。

Q.「支給のお知らせ」とは何ですか。

山陽小野田市で過去に非課税世帯支援給付金の支給実績があり、山陽小野田市に口座登録がある世帯に対しては、市で把握している口座に振り込みを行う旨を記載した文書を送付します。手続きの時間を省略し、より早く給付金を支給できるようにしています。

Q.過去に給付金をもらいましたが、また給付金をもらえますか。

令和5年度又は令和6年度に非課税世帯支援給付金を受けていても、今回の給付金の支給要件に該当する世帯は給付金の対象となります。

Q.令和6年12月13日にほかの市町村に引っ越した（住民異動があった）場合、どこで給付金の手続きをすればいいのでしょうか。

12月13日に転入した引っ越し先（住民異動先）で手続きを行ってください。

Q.令和6年度住民税均等割のみ課税ですが、今回の給付金はもらえますか。

令和6年度住民税均等割のみ課税の場合は本給付金の対象ではありません。また、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税になった世帯向け給付金の受付は終了しています。

Q.給付金を受給すると差し押さえの対象になりますか。また、課税されますか。

非課税世帯支援給付金（3万円）は差し押さえが禁止されています。また、課税の対象にもなりません。

Q.以前に、家族による扶養を外す手続きを行ったが、税務窓口に確認したところ家族により扶養されているとのことでした。なぜでしょうか。

非課税世帯支援給付金における扶養とは、健康保険の扶養ではなく、税法上の扶養です。ご家族の健康保険の扶養からは外れているものの、税法上の扶養を受けている方は、本給付金の対象とはなりません。

Q.いつごろ振り込まれますか。

案内文書の発送は３月中旬を目指して作業を進めています。口座情報が記載された「支給のお知らせ」であれば４月上旬～中旬に振込予定です。口座情報が記載されていない「確認書」であれば、確認書を提出していただき、社会福祉課に到着後、順次審査及び振込手続きを行いますので、振込までに１か月程度かかります。

Q.振り込みされる「お知らせ」は送付されますか。

「確認書」を提出した場合、支給決定通知書を送付します。「支給のお知らせ」が届いた場合、振り込み後にお知らせ等の送付はしておりません。給付金振込口座の通帳等でご確認ください。

Q.振り込みではなく、手渡しで受け取ることは可能ですか。

口座への振り込みのみとなります。銀行口座がないなど特段の事情がある場合は、社会福祉課へお問い合わせください。

Q.こども加算とはどのようなものですか。

非課税世帯支援給付金（３万円）の対象世帯への給付の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下のこども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日以降に出生した児童））1人当たり2万円を支給するものです。

Q.私（世帯主）、児童の親（子）、対象児童（孫）が同一世帯にいます。3万円（非課税世帯支援給付金）は世帯主である私が受け取り、こども加算給付のみ、同世帯内の児童の親に振り込めますか。

こども加算給付は、基本給付（非課税世帯支援給付金）に付随するものであり、当該児童の属する世帯の世帯主への支給となります。よって、基本給付の3万円と同じ口座に振り込みをさせていただきます。

Q.平成18年4月2日以降に出生していますが、山陽小野田市に一人で住んでいます。住民票も私だけの世帯です。こども加算給付を受給することができますか。

受給者（世帯主）が自分自身を対象児童として加算給付を受給することはできません。

Q.自宅宛の郵送物がうまく届かないことがあります。どうすればよいですか。

市から送付する案内文書の受取または確認書の返送をもって給付金の受取の意志を確認いたします。郵便物が確実にお手元に届くように表札を出すなど、あらかじめ準備をしてください。

Q.令和6年12月13日以降に山陽小野田市から転出をしました。他市に引っ越した場合でも「案内文書」は送っていただけますか。

他市に引っ越された場合でも、基準日（令和6年12月13日）に山陽小野田市に住民登録があれば、本市に届け出た転出先住所に郵送いたします。

Q.届いた「案内文書」を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

社会福祉課に申し出てください。

Q.確認書の提出期限はありますか。

提出期限は、令和7年７月31日（木曜日）です。

Q.（住民税の）未申告者も給付金の対象となりますか。

支給要件をみたし、未申告者が含まれる非課税世帯には案内文書を送付します。

Q.生活保護世帯ですが給付金の対象となりますか。

令和6年1月1日以前から生活扶助を受けている場合は、非課税となることから、支給対象となります。ただし、世帯員の方全員が令和6年度住民税均等割を課税されている方の扶養親族等である場合は対象外となります。

Q.生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

収入認定されません。